平成２８年（フ）第３４８号
盛岡市北夕顔瀬町４番23号　セジュールＴＭ201号
債務者　古川千恵子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２３号
鹿児島県霧島市溝辺町崎森2785番地１　空港南タウン県営１号棟202号、申立時の住所鹿児島県霧島市溝辺町崎森2800番地25
債務者　早田　絵美（旧姓梅野・谷山）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
鹿児島県霧島市隼人町姫城825番地
債務者　濵田ひろ子（旧姓安ケ平）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第８０１号
仙台市青葉区小松島３丁目13番７号　全健ハイム小松島218、従前の住所秋田市川元開和町12番１号　フレンズ川尻201号
債務者　佐々木知志
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８４０号
宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢113番地１　シャーメゾンヒルズＢ　205号室
債務者　鳴海　由美（旧姓眞光）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
仙台市青葉区南吉成４丁目13番地の５
債務者　相澤　芳幸
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
富山市石坂1818番地８
債務者　浦山　雪美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５号
富山市桑原145番地61
債務者　奥田　一枝
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
神戸市中央区筒井町３丁目８番２号パレスＴＯ　201号
債務者　大島　広宣
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目２番12―307号
債務者　東出　敏郎
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８６８号
広島市安佐南区高取北４丁目16番３―201号
債務者　溝畑　牧子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６号
広島市安佐北区三入３丁目16番９号
債務者　小倉　英之
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
広島市南区宇品御幸１丁目13番４―303号
債務者　高瀬　招子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西15番地１
債務者　池　　省悟
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１１９号
宮城県大崎市古川穂波１丁目７番29号　小泉アパート３号
債務者　柴田　雄次
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２号
長野県佐久市御馬寄974番地１　エミール３号Ｃ
債務者　若林　昇弥
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２０７０号
名古屋市中川区露橋２丁目２番19号　ファーニッシュ山王106号
債務者　大池真里子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部